新たに8行政区で公共下水道が供用開始されます

公共下水道事業地区において、新たに須恵・一番田・長礼・甲植木・乙植木・旅石・旭ケ丘・恵西の各区の一部で供用開始となり、3月31日から排水設備確認申請を受け付けます。

事業推進にみなさんのご協力をお願いします

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみなさんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

この事業は、町民のみなさんに利用していただいてはじめて、事業効果が発揮できるものです。

明るく住みよい町づくりに、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下水道事業の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。

この下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

供用開始に伴う負担金は？

下水道の供用開始地区のみなさんに、実際にご負担いただく費用は次のとおりです。

▼受益者負担金　土地の面積○○㎡×５０円（土地の面積に応じて負担していただきます）

▼排水設備工事費　水洗トイレの改造や公共桝への接続工事など。

▼下水道使用料　毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

▼問合せ先

役場上下水道課

☎９３２・１１５１

排水設備工事例

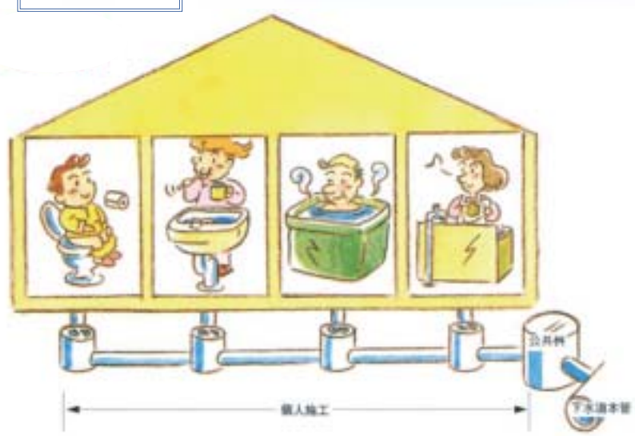

負担金は、1平方メートル当り

500円

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、１回限りのものです。
全額納付されれば、以後負担金を徴収することはありません。

あなたの負担金の総額は？

負担金の計算方法は次のようになります。

土地の面積○○○㎡× 500 円＝？

【算出例】　もしあなたが 200㎡（約 60 坪）の土地を所有しているとすれば

負担総額は

200 × 500 円＝ 10 万円

となります。

公共下水道が供用開始される地区

旅石地区

長礼地区

旭ヶ丘地区

須恵地区

一番田地区

乙植木地区

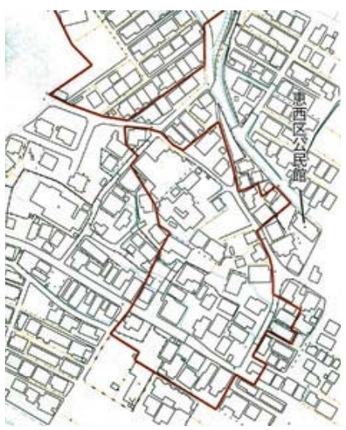

恵西地区

甲植木地区

甲植木地区